

告示第〇〇〇号

雲南市地域生活支援事業給付費支給要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の規定により本市が実施する次条に掲げる事業における雲南市地域生活支援事業給付費（以下「給付費」という。）の支給等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 給付費の支給の対象となるサービス（以下「支給対象サービス」という。）は、次に掲げる事業により提供されるサービスとする。

- (1) 雲南市外出時介助等（移動支援）事業実施要綱（平成18年告示第239号）に基づき実施する外出時介助等（移動支援）事業
- (2) 雲南市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱（平成18年告示第235号）に基づき実施する地域活動支援センターⅡ型事業
- (3) 雲南市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成19年告示第68号）に基づき実施する訪問入浴サービス事業
- (4) 雲南市日中一時支援事業実施要綱（平成18年告示第238号）に基づき実施する日中一時支援事業

（対象者）

第3条 給付費の対象となる者は、前条各号に掲げる事業にかかる規定に基づく対象者とする。

（事業の費用）

第4条 第2条各号に掲げる事業の実施に係る費用の額（以下「費用の額」という。）は、市長が別に定めるものとする。

- 2 費用の額は、障害福祉サービス等報酬改定に併せ変更するものとする。

（支給申請等）

第5条 支給対象サービスを利用し給付費の支給を受けようとする対象者（以下「利用者等」という。）は、第2条各号に掲げる事業にかかる規定に基づき申請するものとする。

（給付費の支給）

第6条 給付費の額は、費用の額の100分の90に相当する額とする。ただし、加算経費のうち市長が必要と認めるものについては100分の100に

相当する額とする。

- 2 利用者等が同一の月に受けた支給対象サービスに要した費用の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における給付費を控除して得た額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に定める利用者負担額の上限額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、当該月の費用の額から負担上限月額を控除した額を支給する。

（対象事業者）

第7条 第2条各号に規定する支給対象サービスを提供する事業者は次の各項に定める要件を満たすものとする。

- 2 外出時介助等（移動支援）事業を提供する事業者は、次の各号に定めるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 法第79条第2項に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び生活介護に限る）の指定を受けた事業所を有する事業者であって、障害福祉サービス事業等開始届（移動支援事業）を島根県へ提出した事業所とする。なお、当該支給対象サービスの実施に従事する者は、介護福祉士、看護師、准看護師、実務者研修終了者、介護職員基礎研修終了者、居宅介護従業者養成研修（訪問介護員養成研修）1級課程終了者及び居宅介護職員初任者研修（介護職員初任者研修）終了者等の資格を有するものとする。

- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送であって、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第51条の16第3項に掲げる要件のいずれかを備えた者（以下「介護福祉士等」という。）が乗務し、障害福祉サービス事業等開始届（移動支援事業）を島根県へ提出した事業所とする。ただし、運転中及び通常の運送業務として行われる介助等の支援は本事業の対象としない。

- (3) 規則第49条第1項第2号に規定する福祉有償運送を実施する事業者であって、介護福祉士等が乗務し、障害福祉サービス事業等開始届（移動支援事業）を島根県へ提出した事業所とする。ただし、運転中及び通常の運送業務として行われる介助等の支援は本事業の対象としない。

- 3 地域活動支援センターⅡ型事業を提供する事業者は、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 島根県内に事業所を有する事業者で、法第79条第2項に規定する障

害福祉サービス事業等開始届（地域活動支援センターを経営する事業）を島根県へ提出した事業所とする。ただし、法附則第15条に該当する事業所はこの限りでない。

- (2) 法第79条第2項に規定する障害福祉サービス事業若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援等の提供を受けた利用者等に対し、当該事業所において同一の日に当該支給対象サービスを提供することはできない。
 - (3) 当該支給対象サービスの運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、支給対象サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
 - (4) 当該支給対象サービスの実施にあたり、職員配置は基礎的事業に2名以上の職員を配置し、その他の職員として1名以上を配置、うち1名以上を常勤とする。
- 4 訪問入浴サービス事業を提供する事業者は、次の各号に定める要件を満たすものとする。
- (1) 島根県内に事業所を有する事業者で、介護保険法第8条第3項の規定に基づく訪問入浴介護または同法第8条の2第2項の規定に基づく介護予防訪問入浴介護の指定を受けた事業所とする。
- 5 日中一時支援事業を提供する事業者は、次の各号に定める要件を満たすものとする。
- (1) 島根県内に事業所を有する事業者で、法第79条第2項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所及び施設入所支援に限る）の指定を受けた事業所、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第9項の規定に基づく短期入所生活介護、同条第23項の規定に基づく施設サービス又は同法第8条の2第7項の規定に基づく介護予防短期入所生活介護、若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項の規定に基づく児童発達支援又は放課後等デイサービス（以下「障害児通所支援等」という。）の指定を受けた事業所とする。
 - (2) 前号に定める法第79条第2項に規定する障害福祉サービス事業の提供を受けた利用者等に対し、当該事業所において同一の日に当該支給対象サービスを提供することはできない。ただし、障害児通所支援等の提供時間の前後において、継続して30分以上かつ1時間に満たない時間でサービスの提供を行う場合であって、障害児通所支援等の延長支援加算の対象とならない場合に限り当該支給対象サービスを提供することができる。
 - (3) 当該支給対象サービスの運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、支給対象サービスの提供に必要な設備及び備品等を備

えなければならない。

- (4) 当該支給対象サービスの実施にあたり、利用者等の心身の状況に応じた見守り及び支援等ができる職員を配置するものとする。

(事業者の申請)

第8条 支給対象サービスを提供しようとする事業者は、雲南市地域生活支援事業事業所登録申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

(事業所の登録)

第9条 事業者から支給対象サービスの届出を受理したときは、届出事項を審査し、速やかに事業所の登録の可否を決定するものとする。

- 2 事業所の登録を決定したときは、当該事業所に対し雲南市地域生活支援事業事業所登録決定(却下)通知書(様式第2号)を交付するものとし、登録を却下する場合も同様に通知するものとする。

- 3 前項の規定により決定した事業所の登録期間は、法第41条の規定に準ずるものとする。ただし、第7条各項に定める障害福祉サービス事業等の島根県知事の指定を受けたことにより当該事業所の指定を受けた事業所については、島根県知事の指定を受けた事業の有効期限までとする。

(登録の変更等)

第10条 前条の規定により登録の決定を受けた事業所(以下「登録事業所」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、雲南市地域生活支援事業登録内容変更届出書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 代表者、所在地等の登録事項に変更が生じたとき。
- (2) 提供するサービスの内容について、変更を希望するとき。
- (3) 登録したサービスを実施しなくなったとき。

(給付費の請求及び受領の委任)

第11条 登録事業所は、利用者等が登録事業所から支給対象サービスを受けようとするときは、雲南市地域生活支援事業給付費に関する委任の届出書(様式第4号。以下「委任届出書」という。)を利用者等から提出を受け、市長に提出するものとする。

- 2 前項に規定する委任届出書を提出した利用者等が登録事業所に支払うべき支給対象サービスにかかる費用について、地域生活支援事業給付費として利用者等に支給すべき額の限度において、利用者等に代わり登録事業所に支払うものとする。
- 3 前項の規定による支払があったときは、利用者等に対し給付費の支給があったものとみなす。

4 登録事業所が給付費の請求を行う場合は、請求書、請求明細書、サービス実施記録表等を作成し、支給対象サービスを提供した月の翌月の10日までに市長へ請求するものとする。

5 市長は、請求書及び関係書類を審査し、請求が適正であると認めた場合は、当該請求月の末日までに給付費を支払うものとする。

(不正利得の徴収)

第12条 市長は、前条により支払われた額に過誤があると認めたときは、登録事業所に対し返還又は再請求させることができる。

2 登録事業所は、前項の規定による返還又は再請求の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第8条の規定による事業者の申請に関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。